

## 県と電業協会の工事担当者の意見交換会議事録（第4回）

- 1 日 時 令和5年10月30日（月）13時30分から
- 2 場 所 鳥取県庁 議会棟 3階 第12会議室
- 3 出 席 者

### ・鳥取県（13名）

総務部	総務課	係 長	西 本	正 臣
	営繕課	課 長	下 田	悟
		参 事	川 口	新 二
		参 事	山 下	哲 也
		課長補佐	加 藤	孝 徳
		課長補佐	井 上	克 人
		係 長	清 水	裕 詞
		電気技師	安 部	拓 郎
東部建築住宅事務所		係 長	小 林	亮 志
中部総合事務所環境建築局		参 事	有 馬	義 明
	建築住宅課	電気技師	樋 口	一 太 郎
西部総合事務所環境建築局		課長補佐	安 達	哲
	建築住宅課	係 長	森 山	敏 明

### ・一般社団法人 鳥取県電業協会（6名）

会 長			岡 本	安 量
工事管理担当者他				
	永興電業(株)		山 本	淳
	山口電業(株)		中 口	敦 雄
	新陽電気(株)		寺 地	建
	松田電工(有)		松 田	武 志
事務局			太田垣	順

## 4 挨拶

(岡本会長) 今回で4回目の意見交換会となりますが、内容も精査されてお互い良い仕事ができる方向に向かっていると思います。

今回の意見交換についても、良い方向に進めて、お互いにいい仕事ができるようにという目標で進めていきたいと思っているのでよろしくをお願いします。

(下田課長) 出来るだけ多くの疑問点を、お互いに情報共有して同じ目標に向かって工事を仕上げていくことが大切なことであり、そのための意見交

換会です。この場で解決が見つからないことも多いと思いますが、お互いに意識をしながらやっていくことが重要であると認識しています。

どんなことでもよいので普段思っていることを意見していただいで情報共有できればと思っていますので、よろしくお願ひします。

## 5 意見交換

### 【概要】

電業協会から事前に提出した「意見、要望」について議論した。

結論の出ないもの、最終決着しなかったものもあるが、要点のみ記載した。

#### ① 指示書、変更書類等について

発注指示書の添付資料（図面等）の作成は発注者で行っていただきたい。

#### （協会）趣旨説明

別添の国交省資料「工事書類適正化の手引き」15ページに、発注者指示書の資料は発注者が作成しますとなっており、この手引きに準じて簡素化をしてもらえないかと思う。

#### （県）工事担当者

- ・工事で発生する協議事項に対して、現場代理人等の技術者と擦り合わせをしながら、一方的な図面や資料を作ってもいけないので、作って確認していただいてというようなやり取りをしながら作業を進めている。
- ・指示書の図面は発注者側で作成するのが基本だと思っている。こういう質問をいただいているということは、あまり目に触れてないところ例えば工事監理がついている工事では多少あるのかなと思う。

#### 営繕課担当

発注者側で作成しなければならないというのは理解しているが、提案していただいたものはそれを利用させていただきたい。

#### 営繕課長

先ほども話が出たが、工事監理で設計事務所から作成するように言われているのか、県の監督員から言われているのか、そのあたりはどうか。

#### （協会）工事担当者他

それについてはまちまちでないかと思う。全部がどうなのか把握してないが、以前は図面を作成してと依頼されて、それで指示書を作成したことはあった。最近はどうなのかはわからない。

#### （県）営繕課長

本日の出席者については図面等を作成してくれという話はしたことがないという認識ではあるが、指示書の性格として詳細なことまで書ききれないため、ひよっとしたら詰めていく際にお願ひしているのかと推測している。

今回の意見を機にもう一度徹底させていただくが、参考となる資料があったらこころよく応じていただければありがたい。

関係者に情報共有して、こういう意見が出ているので、指示書は発注者で作らましようという意識を持つようにしていきたい。

(協会) 了解した。

## ② 提出書類の決裁について

協議書・承諾書の提出後、決裁がなかなか完了しない。数週間も放置される場合もあり、ワンデーレスポンスを心掛けていただきたい。回答に時間がかかるものは、その旨を通知していただきたい。一定の期間（2週間程度）が過ぎたものについては、決裁が行われたものとして欲しい。

(協会) 趣旨説明

この内容の意見が他の会社からも多くあがっていて、協議書・承諾書等を含めて決裁がなかなか完了しない時があり、数週間あるいは数か月放置される場合もあるので、ワンデーレスポンスを心がけていただけないか。

また、一定期間を過ぎた場合は、決裁されたものとみなして施工を進めさせていただきたい。その場合の瑕疵等については施工者の非とならないようにしていただきたい。

(県) 工事担当者

- ・いただいた協議書・承諾書の返却が遅れるとそれだけ迷惑をかけるのは当然だと認識している。それについては情報共有システムが一般的になっており、一般監督員より上の者が全員閲覧できるようになっているので放置されているという状況は無くなっていくのではと思う。
- ・契約約款18条に「設計図書と違う事実を発見した時は、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。」、3項に「発注者は受注者の意見を聞いて調査の結果を取りまとめ、調査の終了後14日以内にその結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できない止むを得ない理由がある時は、あらかじめ受注者の意見を聞いたうえで、当該期間を延長することができる。」ということで、契約事項なのでそのとおりに運用していくつもりである。

各監督員がかなり多忙な業務を行っているので、他の業務に手を取られたり、失念してしまうところもあると思うのではないかと思うので、週間、10日くらい経った頃に、あの件はどうなったかと声をかけて頂くとうれしい。

営繕課長

この件で一時覚書を交わした記憶があるが、自分が営繕にいない間に覚書が消滅しているのを知らなくて驚いている。

それを補足するために契約約款18条があると思う。

情報共有システムで決済の進捗が見えるようになり、回答落ち、期間がかかってしまうのを防げると思うが、監督員として実際に使用してみてどうか。

工事担当者

情報共有システムの利用はまだ少ないが、抜けはなくなった感じはする。

営繕課担当

今までだと監督員が溜め込んでもわからなかったが、上位職も見えるのでこれが一般化すればそういったことが防げるのではと思う。

(協会) 会長

意見要望のなかで2週間程度経過したら決裁が行われたものとしてほし  
いとあるが、その点は如何か。

(県) 営繕課長

覚書では「2週間経過したら決裁したものとみなす」と記載されていたと記憶している。

(協会) 工事担当者他

覚書を復活してもらえればありがたい。

国交省の営繕工事で情報共有システムを使ったことがあるが、全然見ていただけなくて、現場担当者のところで留まっていた。システムが普及したからといって、決裁遅れが根絶することはないと思う。

この議論は何年も平行線が続くと思うので、以前覚書を交わしていたのであれば復活していただきたい。

(県) 営繕課長

甲の承認を必要とする施工図等を乙が甲に提出した時は、甲はこれに受領印を押印して返却するものとする。なお受領後2週間以内に甲は書面を持って異議の申し立てを提出した施工図は甲によって承認されたものとみなして乙は施工図等に基づいて着工できるものとする。と書いてあり、それが約款14日(2週間)ということになっていて、さすがにワンデーレスポンスは厳しい。予算の手配の必要な事項もあるので、そこは甲乙協議で話をしていただきたい。覚書を作る考えはないので努力した結果満足できるものが出来なければ再度申し出ていただきたい。

(協会) 会長

回答がなければどんどん進んでいくというのも心苦しいところがあるので何かアクションをお願いしたい。

(県) 工事担当者

コミュニケーションあつての協議だと感じる。メールでOKだとは言いが、文面だけだと分からないことや誤解することは出てくる。お互いのコミュニケーションをより深めた上で指摘等があれば、スムーズに事は進むと思う。

営繕課担当

課長の判断を仰ぐ必要があったり、所管課からの要望でその都度変更があったりするので、その場ですぐに答えられないこともある。

(協会) 会長

連絡を取り合います。

③ 定例会議について

基本オンライン会議でお願いしたい。移動時間の削減、議事の記録（録画）、パソコンを使用して行えるので、必要資料もすぐに用意、検索できる。

(協会) 意見提出者により趣旨説明

定例会議を基本的にオンラインで行ってもらいたい。対面だと書類が無い場合などがあるが、オンラインならその場ですぐに用意できる。

(県) 工事担当者

- ・現場代理人と意見を合わせながら現場を見て回りたいので、できれば定例会議は現地で行いたい。
- ・実際に現地に行ってみると、コミュニケーションという点でも現地では聞けない話も出てきたりすると思う。簡単な打ち合わせならオンラインでもいいが、月1回の定例会議はやはり現地に行きたい。

営繕課担当

定例会議は安全確認等、いろいろ現場を確認する意味もある。

(協会) 工事担当者他

了解した。

会長

オンライン会議では言葉のキャッチボールが上手くできない部分がある。コロナの時はずっとその繰り返しだったので、ストレスがあった。

(県) 営繕課担当

議事の録画とあるが、録画した動画を議事録の代わりにするということか？

(協会) 工事担当者他

議事録を作る際の参考にしている。録画してあると書面化しやすいし、記録としても残るので後から見直すこともできる。録画してあるから紙面には残さないという意味ではない。

(県) 営繕課長

決まり事のような簡単な会議ならオンラインでもいいと思うが、内容を詰めていかなければならないようなものは、誤解が発生しないためにも、

対面の方がお互い深く理解しあえていいと思う。また、現場での移動中は、片付けの状況や足場がちゃんとなっているか等をチェックしながら目的地に向かっている。日野郡の奥など、遠方となれば移動に時間がかかるのは事実だが、できれば現地に行きたい。

#### ④ 遠隔臨場の導入

希望する工事については、遠隔臨場を採用できるようにしてほしい。遠隔で立会いをしてもらえれば、双方の移動時間、待機時間が減り、感染症が予防できると思う。

(遠隔臨場の具体例：材料搬入、段階確認)

(協会) 趣旨説明

希望する工事については遠隔臨場を採用できるようにしてほしい。DX化が叫ばれる中、他の工事も遠隔臨場が進んでいる。移動時間、待機時間、感染症予防等に繋がる他、写真の枚数が減ったり、書類の簡素化にも繋がると思う。

(県) 工事担当者

遠隔臨場だと見える場所が限られて、目の行き届かない箇所が出てくる可能性がある。先ほどの話のように、現場内の移動中もいろいろとチェックをしているので、ケースバイケースだが、できれば現地に行って確認したい。

(協会) 工事担当者他

あくまで遠隔臨場も使えるようにしてほしいという話。

県側が確認したいものに関しては、言ってもらえればこちらで対応して見せることもできる。

(県) 営繕課担当

今、遠隔臨場に関する実施要領を国交省のものを参考に作成している。遠隔臨場に適している工事、適さない工事等、基準を定めている最中である。完成したら協会側にもお知らせする。

(協会) 会長

今後、遠隔臨場の採用、定着を目指しているということか？

(県) 営繕課担当

やってみて双方が駄目だということになればやめればいいし、いいものだとすれば定着させていけばいいと思っている。

(協会) 工事担当者他

情報共有システムと同じで、多分これがスタンダードになってくると思う。国交省の工事では固定カメラを現場の前に設置して、いつでも見れるようにしてある工事がいくつも発注されている。その上で当然、現地で見たい、確認したいというものに関しては、現地で直接見てもらうのが一番

だと思う。

(県) 営繕課担当

国の工事ではよく使われているのか？

(協会) 工事担当者他

いろいろと調整しながら走っている段階だと思う。自分としてはまだ遠隔臨場の経験がないので何とも言えない。土木工事では多分、ほとんど遠隔臨場が採用されていると思うが、営繕工事ではまだ採用されていないと思う。

(県) 営繕課長

県外、例えば広島や岡山からでも確認できるというのは意味があると思う。あとは施工中、今日中に解決しなければ建築が立て込んでしまうという問題が起こった時に、遠隔臨場ですぐに確認できるというのは一つの手段として有りかなと思う。そのようなことから始めて、いいなとなったら採用していくのもやぶさかではない。

お盆休みや正月休みの現場巡視などは、現場事務所に固定カメラを設置すれば巡視として認められる。

営繕課担当

実際、境港の現場で巡視のために固定カメラやドローンを導入したが、巡視作業の負担が減って助かった。

工事担当者

福岡の業者との仕事で、段階確認の際、こちらから携帯で写真を撮って遠隔でやり取りをしたが、レスポンスが早いのでいいなと思った。臨機応変に使えればいいかなと思う。

営繕課長

県庁側のセキュリティが厳しいのでオンラインに繋がれないという難点がある。遠隔臨場のためには各出先に専用のパソコンを準備する必要がある。

営繕課担当

遠隔臨場は何のソフトを使うのか？ ZOOM か？

(協会) 工事担当者他

「電気と工事」という本に掲載されていたのは、wi-fi に繋がる端末をポケットに取り付け、いつでもアクセスできる状態にして、現場管理者や監督員等、皆が見れる状態にする。ウェブ上でいつでも繋がっている状態なので、ここが見たいとなったらすぐに対応できる。そういうパターンが多いと思う。あとはヘルメットに取り付けるものもあると思う。

(県) 営繕課担当

見られるのは監督員側だけということか？

(協会) 工事担当者他

おそらく現場側はタブレットに繋げて見ることが可能だと思う。監督員側は遠隔地でパソコンを通して見るという形で、施工の手順を確認する時などに使うようだ。記録も残るので、キャプチャーして静止画や動画で提出する形になると思う。

(県) 営繕課長

すぐに立ち会ってもらいたいという時など、便利そうだなと思う。

(協会) 会長

遠隔臨場を採用するとしたらいつ頃を目指しているのか？  
年度明けぐらいか？

(県) 営繕課長

具体的なものは無いが、年度明けぐらいに案として提示できるかもしれない。電業だけでなく、建築や管工事の意見も聞きたい。電業協会でも一度、安全パトロールをする時などに使ってみたらどうか？

(協会) 工事中で入りにくいところは安全でいいかもしれない。安全パトロールをするのはその現場に慣れている人ばかりではないので、そういう時にも役に立ちそうだ。

(県) 営繕課担当

営繕工事で試行してみて、いいところは残して悪いところは削っていくという形でやってみたい。

⑤ 電線管の付属品について

現在、鋼製電線管等の価格が非常に値上がりしている。それに伴い、付属品もものすごい値段になっている。

屋外の厚鋼配管は通常のカップリングではなく、ネジ無し防水カップリングを使用してほしいという要望も以前あり、それを使用すると本体の何倍の値段にもなる。見積りの段階で付属品ではなく、必要個数をみていただきたい。

(協会) 趣旨説明

現在、鋼製電線管の価格が高騰している。それに伴って、付属品関係もものすごい値段になっている。屋外の厚鋼配管は水が入るということもあってネジ無し防水カップリングを使用してほしいという要望が以前あったが、値段がとんでもなく高くなる。積算の時に必要個数をみてほしい。

(県) 営繕課担当

県の方から「防水のものを使いたい」という要望があったのだろうか？

(協会) 工事担当者他

そのとおり。「屋外で厚鋼配管するとネジのところから水が入ったりして中で配管が腐ってしまう。コーキングしても数年後には切れてしまうの



で防水カップリングを使いたい」という話だった。そういった要望はよくある。現場担当者レベルでも、使ったほうがいい場合は自主的に使っている。

(県) 営繕課担当

積算の基準上、通常のカップリングについては、本体の価格に対して決まった付属品率を乗じて計上しているが、防水タイプのものについてはそこに含まないという認識であり、設計段階や工事の途中でそういったものの使用が見込まれる場合は別途計上する。

ただ、営繕課としては、ネジ込み式のカップリングでも一定の防水効果は得られると認識していて、場所によっては必要だが、積極的に防水タイプのもを使用していくという考えは持っていない。

営繕課長

カップリングについては、基本的に防水タイプのを求めたことはない。防水のものを使用した方がいいのだろうか？

(協会) 工事担当者他

防水加工のものは施工性が良く、確実に水が入らない。ネジ付きのものはいくら締め込んでも水が入ってしまう。プリカなどは腐るので、できれば防水カップリングを使ったほうが良いと、施工者の立場としては思う。

(県) 営繕課長

話は変わってしまうのだが、未だにマンションなどでライニング配管を使っているのを見ると不思議ではない。

(協会) 会長

ライニング配管は2、3年で駄目になる。昔やったところは全部はじけて、ケーブルが丸見えになってしまった。

(県) 営繕課長

ライニング配管しなさいという指示があるのか？

(協会) 会長

そういう仕様になっている。

工事担当者

以前は共通仕様書にも記載があったと思う。

(県) 営繕課長

自分が初めて営繕に来た時、申し送り事項でライニング配管は使うなどあった。

(協会) ライニング配管は紫外線で劣化する。屋外仕様ではない。

(県) 営繕課長

短管で合わせなければならない時にねじ切りの手間が無くなるとか、単価で全部みるとなったらその分は配管の方から減らすとか、いろいろ考え出したらきりが無いので、部品としてみる時には個数計上するかなど、内部的には話している。

(協会) 会長

ネジを切るのも腐食の原因となる。ローバルで処理はするが、表面だけなのでどうしても持ちが悪くなる。

⑥ 働き方改革について

来年度より、建設業の働き方改革が適用される。人材不足、残業時間の抑制により、より一層、工事書類簡素化による業務負担の軽減をお願いしたい。

※「国土交通省の工事書類適正化の手引き」(別添資料)に準じていただきたい。

- 照査結果により発生した書類作成は、発注者の責任により実施。
- 施工計画書の工事内容は、設計図書の工事数量総括表の写しで可。
- 変更施工計画書は、重要な変更がある場合に新たに作成。
- 週間予定表の作成は不要。
- 関係官公庁協議は、届け出後の書類提示のみ。
- 地元協議は、発注者の役割分担とする。
- 監督職員が立ち会った場合は、臨場写真の添付不要。
  - ・受注者は段階確認、確認・立会のために新たな資料を作成する必要はない。
  - ・監督職員等が段階確認に臨場した場合、受注者は監督員等の立会い状況写真を添付する必要はない。
- 安全訓練実施記録等の提出は不要。
- 工事履行報告書に、実施行程表の添付は不要。
- 出来形管理・品実管理の総括表、一覧表、工程能力図、ヒストグラムは作成不要。
- 写真管理
  - ※監督職員等の立会の状況を、確認するための写真撮影は不要。
  - ※下記の場合は写真の撮影を省略できる。
    - ①品質管理写真について、公的機関で実施した品質証明書を保管する場合
    - ②出来形管理写真で、完成後測定可能な箇所については、出来形管理状況の判別できる写真を工種毎に1回撮影し、後の撮影は省略する。
    - ③監督職員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。
- 支給材料、貸与品及び工事現場発生品
  - ※支給品及び貸与品の要求については、書面で取りかわす必要はない。受領又は借用後に、受領書又は借用書を監督職員を通じて発注者に提出すればよい。
- 工事検査時の確認資料
  - ※工事検査の書類は、工事施工の各段階で作成するものであり、支払いに係わる書類(請求書等)以外は、検査のために作成する必要はない。
  - ※日々管理している資料は、検査のために再度の整理、作成(清書等)の必要はない。
  - ※工事概要説明は、受注者が資料を作成する必要はない。

○工事書類の二重納品防止

※検査職員は、不要な書類の提出は求めない。受注者は、不要な書類は作成しないこと。事前協議による作成書類以外の書類は、評価の対象外。

○工事書類の二重提出（電子と紙）はしない、させない。

○マニフェストは提示のみ、コピーは必要ない。

○下請引き取り検査

※下請引取検査（完成、毎月）の状況写真等は不要。

○品質証明書には、品質証明に関する試験成績報告書や製品カタログ等の書類を添付する必要はない。

○図面の修正（発注図、完成図）

※前回工事や工事範囲外などの図面修正は不要。発注者が修正し、受注者へ提供することを徹底する。

○作成不要書類を添付しても工事成績では評価しない。書類の見栄えが工事成績に影響することはない。

（協会）趣旨説明

働き方改革について、県の方でも「国土交通省の工事書類適正化の手引き」に準じて進めてほしい。

（県）営繕課担当

・当該の手引きは中国地方整備局がまとめた「土木工事書類作成マニュアル」を対象としており、この中に「港湾工事と営繕工事は除く」と明記されている。また、営繕工事の場合には、規模や内容によって工事も多岐に渡るので、ここで明記されているようなことを一律に適用するというのは難しいと思う。電気だけでなく建築や機械との調整も必要となる。資料の簡素化については、令和2年3月の「鳥取県総務部営繕工事執行要領」の一部改正等、県としてもできるだけ工事書類の簡素化には取り組んでいるが、より良い提案があれば随時受け付けたい。

・営繕工事については、国からこういった書類の簡素化に関する手引き等が出されておらず、参考にできるものがない。

以前、中間工程表はいらぬのじゃないかという意見をもらったが、その時も病院や学校ではいるという話になったりして、調整が難しい。

営繕課長

全然簡素化できないという話ではなく、再度意見を整理した上で、不要なものや、より簡素化できるものがあれば今後も検討していきたい。当該の手引きにしても、営繕に適用できそうなものがいくつかあると思う。

営繕課担当

工事検査課の検査専門員に聞いたところ、国交省の手引きに記載されているような不要な書類は元々求めてないという話だった。求める場合は、共通仕様書に明記されている等、検査員から根拠を示す。

(協会) 工事担当者他

以前、品質管理で、「評価になるので測定結果のデータをグラフにして添付したらどうか」と監督員から言われたことがあった。それが当たり前になると負担になったりする。

(県) 営繕課長

そういったデータは土木工事のばらつきの評価に使うぐらいで、営繕としてはそのような資料は求めている。

(協会) 以前はそういうことがあったかもしれない。最近はないと思う。

(県) 営繕課長

点数を良くするために知恵を授けたのではないか。

(協会) 工事担当者

検査員に見せるための綺麗な書類づくりというものだったのだと思う。

(県) 営繕課担当

検査専門員は、別に綺麗である必要はないとはっきり言っている。

検査専門員が言っていたのは、「施工計画書の中の出来形について、どう管理するのかを聞いているのであって、受注者が出来形管理するために作っている資料を提出してもらえればそれでいい。検査員からこういった形のものを作れと求めているわけではない。」ということだった。

(協会) 工事担当者他

意見・要望⑥の中の2番目「施工計画書の工事内容は、設計図書の工事数量総括表の写しで可」に関して、営繕も同じように工事数量総括表の写しでOKになると、施工計画書を作るのが楽になる。工種が沢山ある場合は手間がかかる。

(県) 営繕課長

営繕工事においては、施工計画書の工事内容は概要だけを書けばよくて、そこまで具体的なものは求めている。

営繕では、工事検査で施工計画書を見る時、十分に工事内容を理解したうえで施工計画書が作られているかどうかを重視する。例えば工事にどのような工種が含まれているか、受注者側が認識しているかを見ているのであって、数量書まではいらないと思う。

営繕課担当

自分たちが工事を発注する時に工事概要を公告に付けているが、あのレベルの内容でいいと思う。

(協会) 工事担当者他

工事概要はどこまで書けばいいものなのか？

自分たちの場合、例えば構内配電線路だと、トランスやリアクトルの数値、高圧ケーブルの長さ、電灯設備、照明器具の台数等、全部工種を書いていって、建物の工事だと工種だけで2、3ページに渡ることがある。

(県) 営繕課長

そこまで書く必要は無いと思う。

(協会) 工事担当者

それが当たり前だと思って作っていたが、もっと簡単でいいということか？

(県) 営繕課長

それでいいと思う。

(協会) 工事担当者他

了解した。

ただ、これは監督員からの指摘や要望を聞き入れていった結果であり、その積み重ねが各会社の施工計画書の「色」になってしまっている。

(県) 営繕課長

そう言われると弱い。

営繕課担当

土木の場合は、図面だけでは中身がよく分からないので、数量を細かく書く必要があるが、営繕の場合は必要ないと思う。

営繕課長

間違っていたらいけないので、次の役員との意見交換会までに、検査専門員に詳しく聞いておく。

(協会) 工事担当者他

工事検査の時に、工事概要書のようなものを A3 用紙で作っておくよう求められたことがあるのだが、それは必要だろうか？

(県) 営繕課長

全く必要ない。

工事の理解度を見るために、設計図でも何でもいいから工事の概要を説明してとは言いが、工事の概要をまとめた資料の有無で検査の評価に影響が出ることはない。

工事担当者

検査員に説明しやすくするために作っておいた方がいいという話なのではないか。規模の大きい工事では、概要書のようなものがあつた方が説明しやすいと思う。

営繕課長

業者さんを思つてのことかもしれないが、工事検査のために概要書を作る必要性はない。図面を見て、工事概要を説明できればいい。

(協会) 会長

自分で実際に作った書類ならすぐに説明できるが、現場代理人によっては説明に手間取る人もいると聞く。説明しやすくするために概要書を作つたほうがいいと言つてくれたのかもしれない。

(県) 工事担当者

若い頃、検査時に検査員から急に、工事概要を説明してみてもと言われたことがあるが、あれは監督員として工事を理解しているかを見ていたのだと思う。受注者側も監督員側も工事への理解度は求められるが、そのためにわざわざ資料を作る必要性は無い。

(協会) 工事担当者他

他の会社から、予算取りのための見積りの依頼について、これは設計事務所の仕事ではないかという話があった。B級、C級の会社にも発注されることがあり、入札となるので、仕事になるかも分からない業務をやるのは負担になる。

(県) 営繕課担当

- ・営繕課としては、工事をしたらいくらかかるかを知りたいので発注しているものであり、それを設計事務所に聞くのは違うのかなと思う。負担になるという点については、「お願いします」と言うしかない。
- ・それらの見積りを基に予算要求に臨むので、予算がつくつかないの大きな役割を占めている。A級の会社にだけ頼むというのも難しく、普段付き合いのある会社をお願いするしかない。業界のために「仕事を作っている」と思って協力をお願いしたい。

(協会) 会長

それが発注の元になると言われるなら、やるべきことなのだろうなどは思うが、指名に入らないとか、金額が思ったほど伸びずにB級、C級になってしまったということがよくある。業務外の時間にやっていることなので負担にもなる。せめて指名に入れてもらって、それで駄目なら諦めもつくが、最初から「ありがとうね、ごめんなさいね」という扱いを受けて、そんな協力ならしたくないという声をよく聞く。設計事務所からの依頼では、見積もりで料金が発生するケースもあり、そういった正式な仕事の扱いをしてもらえたら、業者はいくらでもやると思う。多分、同じようなことが2度3度と度重なっての各社の意見なのだと思う。

工事担当者他

- ・ケースバイケースだと思うが、県が困っているのなら受けるべきだと思う。
- ・以前、施設からの点検の依頼に対して、1時間や2時間かかったら料金を請求した方がいいかと聞いたら、「してください」という回答だった。それと同じような意味合いで、各社の判断になるが、見積もりに対して料金を請求してもいいのではないか。

(県) 営繕課長

調査で実費がかかって人件費の一部を請求するというのは話として分

かる。あまり度重なるようだったら教えてほしい。

営繕課担当

皆さんの見積もりを参考に、工事を出したらいくらになるか、設計費はいくらになるかというのを所管課に返している。皆さんの見積もりは、所管課が改修や増築の必要性を訴えて予算を取るための戦う基になっている。

(協会) 会長

見積もりの依頼をかけている件数はかなりの数あるのか？

(県) 営繕課長

改修や増築が必要になった施設から直接、業者に依頼されることの方が多。それでは足りないので、自分たちがいろいろ積み込んだりして大きくして、工事として出している。

(協会) 会長

それだけ件数があって需要と供給があるなら、営繕課の方で見積もりができる技術者を育成してはどうか？

(県) 営繕課担当

必要性は分かるが、短期間で何件もという話なので難しい。

(協会) 工事担当者他

依頼を出すにしても偏りが無いようにしてほしい。

(県) 営繕課長

了解した。

(県) 工事担当者

意見・要望⑥の5番目「関係官公庁協議は、届け出後の書類提示のみ」とあるが、関係官公庁に提出する書類の中で、鳥取県知事名や県の職員の名前で提出する書類については、県の方で一度決済を取る必要がある。最近押印のいらぬ書類が増えてきたが、直接提出するようなことはせず、書類一式を必ず県の方に提出してほしい。

## 6 県からの議題

(1) 国、市町村工事について

(県) 趣旨説明 (資料文の通り)

(協会) 会長

自社ではそういう事例は無い。2社ほど聞き取りしたが、同じように無いということだった。

(県) 営繕課担当

国の方ではどうか？

(協会) 工事担当者他

キャリアアップシステムのことについては無い。

情報共有システムについては、使っていてやはり便利だと思った。以前は外注監理を挟んでいると、設計事務所まで書類を持って行って、ハンコをもらってと手間が多かったが、導入されてからはすごく楽になった。

(協会) 会長

鳥取市に情報共有システムの導入を要求したが、「検討する」という回答で終わってしまった。

工事担当者他

自分の地域の市町村は情報共有システムについてほとんど知らない。市町村への情報提供はされているのか？

(県) 営繕課長

町村に対しては年に1回、保全についての研修会を開いており、その時に情報提供しているが、具体的な話にはまだなっていない。なかなかそこまで考える余裕が無いのではないか。

営繕や建築系に限った話ではなく、建設全体の話として進んでいくのだと思う。

(2) 働き方改革に向けた取り組みについて

(県) 趣旨説明

総務部が発注する営繕工事において推進する情報共有システムの活用と週休2日促進を対象とする工事について、令和6年度以降は次のとおり見直しを検討している。(詳細は別紙資料)

情報共有システムの活用について、現在は各工事A級が必須ということになっているが、B級も必須とするよう見直す。

週休2日の促進について、現在は各工事Aクラスのうち、県が指定した発注者指定のものと、それ以外の受注者で希望した受注者希望のものに関して、4週6休以上が達成できた場合、それぞれの単価で変更契約を行うという対応を取っていたが、来年度からは全ての工事を対象として4週8休で単価をみる。

これらについて意見、例えばB級を必須とするのは難しいといった意見があればいただきたい。

(協会) 会長

4週8休についてだが、達成できなかつたら減額となるのか？

(県) 営繕課担当

減額にはしない。県としてはあくまで4週8休で単価をみる。

事業者には労基で罰則があるので、県の工事で達成できなかつたとして



もどこかでしなければならぬ。

営繕課長

県としては、週休2日制を導入するための負担金を受注者側に支払うといったイメージ。達成できるかどうかは受注者の努力次第だが、全体として達成できなければ労基の方から罰則がある。

(協会) 会長

4週8閉所の徹底を、発注者側の方から現場に指導してもらえれば我々の業種としてはすごく助かる。現状、建築や土木の事情に合わせて現場は動いており、我々はそれに追従して動くしかない。

工事担当者他

減額や契約変更といった、受注者側からのペナルティもあった方がいいと思う。どこかで達成しなければならぬというのはあくまで全体的話であって、罰則規定のようなものが無ければ4週8休を守らないところもおそらく出てくる。

(県) 営繕課長

営繕課としては罰則を与える立場にない。

達成できなくて困るのは業者の方であり、そういったことが業界の担い手不足に繋がってしまうという意識を持ってもらいたい。

(協会) 工事担当者他

今問題なのは建築の工程表で現場が進むこと。自分たちの工程表はあって無いようなものになっている。全体を見て工程表を作るような流れになってほしい。

## 7 閉会の挨拶

(山本副会長)

本日は貴重な時間をいただきましてありがとうございました。次回の意見交換会でも、事業者からの沢山の意見を持ってくるようにしますので、来年も宜しくお願いします。

以上